

第 6 6 回 税 理 士 試 験 住 民 税

●はじめに

今年度の出題は、回答しにくい理論が出題されました。

理論のテーマとしては予想されていましたが、住民税の学習としては来年度に学習すべき内容が出題されています。所得税と並行で住民税を学習している受験生は概要が書けたと思いますが、一般には無理だったでしょう。

第一問問1では、「利子割」の部分が正確に書けていれば、大きく合否に影響を与えることはないでしょう。出題予想A-5に載っている利子割、配当割が書けていれば十分です。問2は、予想理論A-1が出題されました。高い完成度の回答が必要です。

第二問は標準的な問題でしたので、演習と答練を通じて学習を続けてきた方にとっては解き易い出題でした。

Z-66-I〔第一問〕解 答

問1 平成28年1月1日以後に個人に支払われるべき預金の利子及び国債の利子に対する住民税の課税に関する以下の事項について述べなさい。

- ・これらの利子を金融機関が支払う際に徴収する場合における課税される割の名称、課税団体、税率及び徴収の方法
 - ・これらの利子の支払を受けた個人が当該利子に係る所得について申告しようとした場合の可否、申告した場合における課税される割の名称、課税方式、課税団体、支払時の課税との調整及び上場株式等の譲渡損失との関係
- (配点不明)

1. 利子支払時 -10点-

(1) 預金の利子……道府県民税利子割を課する。 [3]

① 個人が支払を受けるべき利子等の額によって課する道府県民税を利子割といい、利子等の支払又はその取扱いをする営業所所在地の道府県を課税団体とする。

② 税率は5%とする。

(2) 国債の利子……平成28年1月1日以後に個人に支払われるべき国債の利子(特定公社債の利子という。以下同じ。)については、道府県民税配当割を課する。 [3]

① 個人が支払を受けるべき特定配当等(特定公社債の利子を含む。)によって課する道府県民税を配当割といい、その支払時における住所所在の道府県を課税団体とする。

② 税率は5%とする。

(3) 徴収方法 [4]

上記1.(1)及び(2)の利子の支払をするものを特別徴収義務者として特別徴収する。特別徴収義務者は、当該利子の支払の際、上記1.(1)及び(2)の道府県民税を徴収し、翌月10日までに納入申告書を道府県知事に提出し、及びその納入金を当該道府県に納入する義務を負う。

2. 申告しようとした場合 -10点-

〔1〕預金の利子 [1]

申告を要せず，所得割の課税から除外する。

〔2〕国債の利子 ⑨

(1) 申告を要せず，所得割の課税から除外する。①

(2) 申告した場合

① 国債の利子に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の申告書に，当該所得の明細に関する事項の記載をして申告分離課税するときは，(1)を適用しない。なお，この場合においては，配当割と所得割の二重課税排除のために次の税額控除を行う。③

② 道府県は，所得割の納税義務者が，住民税の申告書に記載した国債の利子について配当割額を課された場合には，当該配当割に $\frac{2}{5}$ （市民税は $\frac{3}{5}$ ）を乗じて，その者の所得割の額から控除するものとする。③

③ ②の規定により控除されるべき額で所得割の額から控除しきれなかった金額があるときは，市町村は，その控除することができなかった金額を還付し，又は当該納税義務者の①の申告書に係る年度分の個人の道府県民税若しくは市町村民税に充当し，若しくは当該納税義務者の未納に係る地方団体の徴収金に充当するものとする。

④ 国債の利子を上場株式等に係る配当所得等の金額として申告分離課税した場合において，上场株式等に係る譲渡損失が生じたときは，当該損失額と通算することができる。②

問2 個人住民税における寄附金税額控除について、所得税との違いに留意し、以下の事項に言及しつつ述べなさい。

- ・ 控除の対象となる寄附金
- ・ 控除額
- ・ 控除を受けるための手続

(配点不明)

〔1〕趣 旨

公益の増進・社会福祉への貢献等、社会政策上の見地から設けられた税額控除である。

なお、地方公共団体に対する寄附については「ふるさと納税」の施策により、寄附をした者のふるさと等に対する思いを考慮して特例控除を設けている。

〔2〕内 容 —15点—

- (1) 都道府県及び市町村は、前年中に所得割の納税義務者が次に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額（前年の総所得金額等の課税標準の合計額の100分の30相当額を限度とする。）が2,000円を超える場合には、その超える金額の4%（市民税は6%）相当額をその者の住宅借入金等特別控除までの税額控除適用後の所得割額から控除するものとする。

この場合において、当該控除額が当該所得割額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割額相当額とする。〔5〕

- ① 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金（その寄付によって特別の利益が当該納税義務者に及ぶと認められるものを除く。）〔1〕
- ② 社会福祉法に規定する共同募金会（その主たる事務所に当該納税義務者に係る賦課期日現在における住所所在の道府県内に有するものに限る。）に対する寄附金又は日本赤十字社に対する寄附金（当該納税義務者に係る賦課期日現在における住所所在の道府県内に事務所を有する日本赤十字社の支部において収納されたものに限る。）で所定のもの〔2〕
- ③ 公益社団法人に対する寄附金で財務大臣が指定したもの及び特定公益増進法人に対する寄附金並びに認定特定非営利活動法人等に対して支出した特定非営利活動に関する寄附金（次の④に掲げるものを除く。）のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として当該道府県又は市町村の条例で定めるもの〔2〕
- ④ 特定非営利活動法人に対する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として、当該道府県又は市町村の条例で定めるもの（特別の利益が当該納税義務者に及ぶと認められるものを除く。）〔2〕

(2) 特例控除

所得割の納税義務者が前年中に上記(1)①の寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額が2,000円を超える場合にあっては、当該2,000円を超える金額に、特例控除割合を乗じて得た金額の5分の2（市民税は5分の3）相当額（当該金額が当該納税義務者の調整控除後の所得割額の20%相当額を超えるときは、当該20%相当額）を①の控除額に加算した額とする。〔3〕

〔3〕申告要件 —15点—

- (1) 所得割の納税義務者が、この規定の適用を受けようとする場合には、3月15日までに、寄附金税額控除額の控除に関する事項を記載した住民税の申告書を賦課期日現在における住所所在地の市町村長に提出

しなければならない。^②

(2) 前記〔3〕(1)④の控除を受けようとする場合において申告書を提出する者は、寄附金税額控除申告書に当該寄附金を受領した旨、当該寄附金の額及びその受領した年月日を証する書類を添付しなければならない。^②

(3) 寄附金税額控除に係る申告の特例^⑪

① 地方団体に対する寄附金を支出する者(その支出年分の所得税について確定申告義務がないと見込まれる者又は給与所得者等の確定申告不要の特例の適用を受けると見込まれる者であって、地方団体に対する寄附金について寄附金税額控除額の控除を受ける目的以外に、その支出年の翌年4月1日の属する年度分の住民税の申告書の提出を要しないと見込まれるものに限る。以下「申告特例対象寄付者」という。)は、当分の間、寄附金税額控除額の控除を受けようとする場合には、住民税の申告書の提出に代えて、その寄附金を支出する際、その寄附金を受領する地方団体(5以内の地方団体に限る。)の長に対し、賦課期日現在における住所所在地の市町村長に寄附金税額控除額の控除に関する事項を記載した書面(以下「申告特例通知書」という。)を送付することを求めることができる。^⑦

② 地方団体の長は、申告特例の求めがあったときは、申告特例対象年の翌年1月31日までに、上記①の申請書に記載された住所所在地の市町村長に対し、申告特例通知書を送付しなければならない。^②

③ 道府県及び市町村は、当分の間、所得割の納税義務者が前年中に地方団体に対する寄附金を支出し、かつ、その納税義務者について申告特例通知書の送付があった場合には、申告特例控除額を、その者の基本控除額及び特例控除額控除後の所得割額から控除する。^②

▶予想配点◀

解答中に記載してあります。第一問の配点は50点ですが、問1及び問2の配点の内訳は不明です。

問1・20点及び問2・30点と配点を仮定していますが、各項目についての配点は、あくまでも参考にしてください。

▶合格ライン◀

第一問は、問1・問2共に基本理論ではあるが、問1は今年度の本試験対策理論から逸脱した部分があるため、内容的には平易であるが、高得点は難しいかもしれない。しかし、内容を計算的に記述することは可能と思える。所得税学習経験者は有利な展開になろう。問2では「趣旨」については問われていないため、配点基準から除外している。

第一問の合格ラインは、34～36点と予想される。

第 6 6 回 税 理 士 試 験 住 民 税

Z-66-I〔第二問〕解 答

○甲及び甲の家族の税額

氏 名	平成28年度分として 納付すべき税額の合計額	平成28年度分として納付すべき税額の内訳		
		県民税	市民税	
甲	933,600	372,600	561,000	1
甲の妻	108,600	42,900	65,700	1
甲の長男	7,100	2,300	4,800	1
甲の長男の妻	89,800	35,400	54,400	1
甲の父	354,600	141,300	213,300	1
甲の母	0	0	0	1

氏 名	平成27年中に特別徴収された税額（平成27年の所得に係る税額に限る。）	平成27年中に特別徴収された税額の内訳 （平成27年の所得に係る税額に限る。）		
		県民税	市民税	
甲	6, 000	6, 000	0	2
甲の妻	0	0	0	
甲の長男	0	0	0	
甲の長男の妻	650	650	0	2
甲の父	0	0	0	
甲の母	0	0	0	

○計算過程

【甲の税額】

I 各種所得の金額

給与所得 11,885,000 1 14,300,000 - ※
 $\frac{14,300,000 - 2,415,000}{12} = 11,885,000$
 ※ $14,300,000 \times 5\% + 1,700,000 = 2,415,000$

配当所得

(総 合) 920,000 $320,000 + 350,000 + 250,000 = 920,000$
 (申告分離) 120,000

II 課税標準

総 所 得 金 額 12,805,000 $11,885,000 + 920,000 = 12,805,000$
 上場株式等に係る
 配 当 所 得 の 金 額 120,000 (所得割の非課税判定)
 合 計 12,925,000 $12,925,000 > 350,000 \times (1 + 2) + 320,000$

∴ 所得割課税

Ⅲ 所得控除

社会保険料控除 1,592,000

生命保険料控除 70,000 1

(1) 一般分

① $60,000 > 56,000 \quad \therefore 28,000$

② $80,000 > 70,000 \quad \therefore 35,000$

③ 旧生命保険料控除のみ適用するのが有利 (35,000) 1

(2) 個人年金分

$$27,500 + (42,000 - 40,000) \times \frac{1}{4} = 28,000 \quad \text{1}$$

(3) 介護医療分

$$22,000 + (44,000 - 32,000) \times \frac{1}{4} = 25,000 \quad \text{1}$$

(4) $(1) + (2) + (3) = 88,000 > 70,000$

地震保険料控除 25,000 2

(1) 旧長期

$$5,000 + (15,000 - 5,000) \times \frac{1}{2} = 10,000$$

(2) 地震

$$42,000 \times \frac{1}{2} = 21,000$$

(3) $(1) + (2) = 31,000 > 25,000 \quad \therefore 25,000$

医療費控除 38,000 2

$$(240,000 + 36,000) \times \frac{1}{2} \overset{\text{※}}{-} 100,000 = 38,000$$

※ $12,925,000 \times 5\% > 100,000 \quad \therefore 100,000$

扶養控除 330,000 2

(1) 長男 $1,024,500 - 650,000 = 374,500 \leq 380,000$

$\therefore$ 該当 (23歳)

(2) 長男の子 16歳未満のため控除対象とならない。

基礎控除 330,000

合計 2,385,000

Ⅳ 課税所得金額

課税総所得金額 10,420,000

$$12,805,000 - 2,385,000 = 10,420,000$$

上場株式等に係る
課税配当所得の金額 120,000

[千円未満切捨]

Ⅴ 所得割額

(1) X県民税 371,101

1. 算出所得割額

(2) Y市民税 557,559

(1) 課総

$$10,420,000 \times \begin{cases} 4\% = 416,800 \text{ (X県)} \\ 6\% = 625,200 \text{ (Y市)} \end{cases}$$

(2) 課配

$$120,000 \times \left\{ \begin{array}{l} 2\% = 2,400 \text{ (X県)} \\ 3\% = 3,600 \text{ (Y市)} \end{array} \right\} \quad \boxed{1}$$

$$(3) (1) + (2) = \left\{ \begin{array}{l} 419,200 \text{ (X県)} \\ 628,800 \text{ (Y市)} \end{array} \right.$$

2. 調整控除

$$10,420,000 > 2,000,000$$

$$50,000 + 50,000 - (10,420,000 - 2,000,000) < 50,000$$

$$\therefore 50,000$$

$$50,000 \times \left\{ \begin{array}{l} 2\% = 1,000 \text{ (X県)} \\ 3\% = 1,500 \text{ (Y市)} \end{array} \right\} \quad \boxed{1}$$

3. 配当控除額

$$10,420,000 + 120,000 = 10,540,000 > 10,000,000$$

$$(1) 320,000 \times \left\{ \begin{array}{l} 1.2\% = 3,840 \text{ (X県)} \\ 1.6\% = 5,120 \text{ (Y市)} \end{array} \right\} \quad \boxed{1}$$

$$(2) (350,000 - \overset{\times}{290,000}) \times \left\{ \begin{array}{l} 0.6\% \\ 0.8\% \end{array} \right\} + 290,000 \times \left\{ \begin{array}{l} 0.3\% = 1,230 \text{ (X県)} \\ 0.4\% = 1,640 \text{ (Y市)} \end{array} \right\} \quad \boxed{1}$$

$$\times (10,540,000 - 10,000,000) - 250,000 = 290,000$$

$$(3) 250,000 \times \left\{ \begin{array}{l} 0.15\% = 375 \text{ (X県)} \\ 0.2\% = 500 \text{ (Y市)} \end{array} \right\} \quad \boxed{1}$$

$$(4) (1) + (2) + (3) = \left\{ \begin{array}{l} 5,445 \text{ (X県)} \\ 7,260 \text{ (Y市)} \end{array} \right.$$

4. 寄附金税額控除額

$$50,000 + 100,000 = 150,000$$

※ P県共同募金会に対する寄附金は、住所所在道府県内に主たる事務所を有するものではないため対象とならない。

$$(1) (\overset{\times}{150,000} - 2,000) \times \left\{ \begin{array}{l} 4\% = 5,920 \text{ (X県)} \\ 6\% = 8,880 \text{ (Y市)} \end{array} \right\} \quad \boxed{1}$$

$$\times 150,000 < 12,925,000 \times 30\% \quad \therefore 150,000$$

$$(2) (150,000 - 2,000) \times \overset{\times}{56.307\%} = 83,334.36 \quad \boxed{1}$$

$$\times 10,420,000 - (50,000 + 50,000) = 10,320,000$$

$$\therefore 56.307\%$$

$$\textcircled{1} \text{イ} \quad 83,334.36 \times \frac{2}{5} = 33,333.744$$

$$\text{ロ} \quad (419,200 - 1,000) \times 20\% = 83,640$$

$$\text{ハ} \quad \text{イ} < \text{ロ} \quad \therefore 33,333.744 \text{ (X県)}$$

$$\textcircled{2} \text{イ} \quad 83,334.36 \times \frac{3}{5} = 50,000.616$$

$$\text{ロ} \quad (628,800 - 1,500) \times 20\% = 125,460$$

$$\text{ハ イ} < \text{ロ} \quad \therefore 50,000.616$$

$$(3) (1) + (2) = \left\{ \begin{array}{l} 39,254 \text{ (X県)} \\ 58,881 \text{ (Y市)} \end{array} \right\} \boxed{1}$$

5. 配当割額控除

$$120,000 \times 5\% = 6,000$$

$$6,000 \times \left\{ \begin{array}{l} \frac{2}{5} = 2,400 \text{ (X県)} \\ \frac{3}{5} = 3,600 \text{ (Y市)} \end{array} \right\} \boxed{1}$$

$$6. 1 - 2 - 3 - 4 - 5 = \left\{ \begin{array}{l} 371,101 \text{ (X県)} \\ 557,559 \text{ (Y市)} \end{array} \right.$$

VI 均等割額

$$\begin{array}{ll} (1) \text{ X県民税} & 1,500 \\ (2) \text{ Y市民税} & 3,500 \end{array} \boxed{1}$$

VII 県民税及び市民税の額

$$\begin{array}{ll} (1) \text{ X県民税} & 372,600 \\ (2) \text{ Y市民税} & 561,000 \end{array} \quad V + VI = \left\{ \begin{array}{l} 372,600 \\ 561,000 \end{array} \right\} \text{〔百円未満切捨〕}$$

【甲の妻の税額】

I 各種所得の金額

$$\begin{array}{lll} \text{給与所得} & 990,000 \boxed{1} & \begin{array}{l} ※ \\ 1,650,000 - 660,000 = 990,000 \\ ※ \quad 1,650,000 \times 40\% = 660,000 \end{array} \\ \text{事業所得} & 742,000 & 1,060,000 - 318,000 = 742,000 \\ \text{一時所得} & 300,000 & 800,000 - 500,000 = 300,000 \end{array}$$

II 課税標準

$$\text{総所得金額} \quad 1,882,000 \quad 990,000 + 742,000 + 300,000 \times \frac{1}{2} = 1,882,000$$

(所得割の非課税判定)

$$1,882,000 > 350,000 \quad \therefore \text{所得割課税}$$

III 所得控除額

$$\begin{array}{ll} \text{社会保険料控除} & 399,500 \\ \text{生命保険料控除} & 46,000 \boxed{2} \end{array} \quad (1) \text{ 旧一般分}$$

$$15,000 + (35,000 - 15,000) \times \frac{1}{2} = 25,000$$

(2) 新個人

$$12,000 + (30,000 - 12,000) \times \frac{1}{2} = 21,000$$

$$(3) (1) + (2) = 46,000$$

医 療 費 控 除	44,500	2
基 礎 控 除	330,000	
合 計	820,000	

$$\begin{aligned} & \text{※ } 138,600 - 94,100 = 44,500 \\ & \text{※ } 1,882,000 \times 5\% = 94,100 < 100,000 \quad \therefore 94,100 \end{aligned}$$

IV 課税所得金額

$$\text{課税総所得金額} \quad 1,062,000 \quad 1,882,000 - 820,000 = 1,062,000$$

[千円未満切捨]

V 所得割額

(1) X 県民税	41,480
(2) Y 市民税	62,220

1. 算出所得割額

$$1,062,000 \times \begin{cases} 4\% = 42,480 \text{ (X 県)} \\ 6\% = 63,720 \text{ (Y 市)} \end{cases}$$

2. 調整控除額

$$1,062,000 \leq 2,000,000$$

$$50,000 < 1,062,000 \quad \therefore 50,000$$

$$50,000 \times \begin{cases} 2\% = 1,000 \text{ (X 県)} \\ 3\% = 1,500 \text{ (Y 市)} \end{cases} \quad \text{①}$$

$$3. \quad 1 - 2 = \begin{cases} 41,480 \text{ (X 県)} \\ 62,220 \text{ (Y 市)} \end{cases}$$

VI 均等割額

(1) X 県民税	1,500
(2) Y 市民税	3,500

VII 県民税及び市民税の額

(1) X 県民税	42,900
(2) Y 市民税	65,700

$$V + VI = \begin{cases} 42,900 \text{ (X 県)} \\ 65,700 \text{ (Y 市)} \end{cases}$$

【甲の長男の税額】

(1) X 県民税	2,300
(2) Y 市民税	4,800

1. 給与所得・総所得金額

$$1,024,500 - 650,000 = 374,500 \quad \text{①}$$

(所得割の非課税判定)

$$374,500 > 350,000 \quad \therefore \text{所得割課税}$$

2. 課税総所得金額 (千円未満切捨)

$$374,500 - 330,000 = 44,000$$

3. 所得割額

$$(1) \quad 44,000 \times \begin{cases} 4\% = 1,760 \text{ (X 県)} \\ 6\% = 2,640 \text{ (Y 市)} \end{cases}$$

$$(2) 44,000 \leq 2,000,000$$

$$50,000 > 44,000 \quad \therefore 44,000$$

$$44,000 \times \left\{ \begin{array}{l} 2\% = 880 \text{ (X県)} \\ 3\% = 1,320 \text{ (Y市)} \end{array} \right\} \quad \boxed{1}$$

$$(3) (1) - (2) = \left\{ \begin{array}{l} 880 \text{ (X県)} \\ 1,320 \text{ (Y市)} \end{array} \right.$$

4. 均等割額

$$1,500 \text{ (X県)}$$

$$3,500 \text{ (Y市)}$$

5. 県民税及び市民税の額

$$3 + 4 = \left\{ \begin{array}{l} 2,300 \text{ (X県)} \\ 4,800 \text{ (Y市)} \end{array} \right\} \quad \text{〔百円未満切捨〕}$$

【甲の長男の妻の税額】

$$(1) \text{ X県民税} \quad 35,400$$

$$(2) \text{ Y市民税} \quad 54,400$$

1. 給与所得・総所得金額

$$3,000,000 - \overset{\times}{1,080,000} = 1,920,000 \quad \boxed{1}$$

$$\times \quad 3,000,000 \times 30\% + 180,000 = 1,080,000$$

(所得割の非課税判定)

$$1,920,000 > 350,000 \quad \therefore \text{所得割課税}$$

$\times$ 社債の利子は利子割課税のため所得割課税除外

$$13,000 \times 5\% = 650 \text{ (X県民税利子割額)}$$

2. 課税総所得金額 (千円未満切捨)

$$1,920,000 - (465,000 + 330,000) = 1,125,000$$

3. 所得割額

$$(1) 1,125,000 \times \left\{ \begin{array}{l} 4\% = 45,000 \text{ (X県)} \\ 6\% = 67,500 \text{ (Y市)} \end{array} \right.$$

$$(2) 1,125,000 \leq 2,000,000$$

$$50,000 < 1,125,000 \quad \therefore 50,000$$

$$50,000 \times \left\{ \begin{array}{l} 2\% = 1,000 \text{ (X県)} \\ 3\% = 1,500 \text{ (Y市)} \end{array} \right\} \quad \boxed{1}$$

$$(3) \textcircled{1} \quad 12,000 + 15,000 = 27,000$$

$$\times \quad (27,000 - 2,000) \times \left\{ \begin{array}{l} 4\% = 1,000 \text{ (X県)} \\ 6\% = 1,500 \text{ (Y市)} \end{array} \right.$$

$$\times \quad 27,000 < 1,920,000 \times 30\% \quad \therefore 27,000$$

$$\textcircled{2} \quad (27,000 - 2,000) \times \overset{\times}{84.895\%} = 21,223.75 \quad \boxed{1}$$

$$\times \quad 1,125,000 - 50,000 = 1,075,000 \quad \therefore 84.895\%$$

$$\text{イ (イ)} \quad 21,223.75 \times \frac{2}{5} = 8,489.5$$

$$\text{(ロ)} \quad (45,000 - 1,000) \times 20\% = 8,800$$

$$\text{(ハ)} \quad \text{(イ)} < \text{(ロ)} \quad \therefore 8,489.5 \text{ (X県)}$$

$$\text{ロ (イ)} \quad 21,223.75 \times \frac{3}{5} = 12,734.25$$

$$\text{(ロ)} \quad (67,500 - 1,500) \times 20\% = 13,200$$

$$\text{(ハ)} \quad \text{(イ)} < \text{(ロ)} \quad \therefore 12,734.25 \text{ (Y市)}$$

$$\text{③} \quad \text{①} + \text{②} = \begin{cases} 9,490 \text{ (X県)} \\ 14,235 \text{ (Y市)} \end{cases} \quad \boxed{1}$$

$$\begin{aligned} \text{④イ} \quad & 8,489.5 \times \frac{5.105}{84.895} = 511 \text{ (X県)} \\ \text{ロ} \quad & 12,734.25 \times \frac{5.105}{84.895} = 766 \text{ (Y市)} \end{aligned} \quad \boxed{1}$$

$$\text{⑤} \quad \text{③} + \text{④} = \begin{cases} 10,001 \text{ (X県)} \\ 15,001 \text{ (Y市)} \end{cases} \quad \boxed{1}$$

$$\text{(4)} \quad \text{(1)} - \text{(2)} - \text{(3)} = \begin{cases} 33,999 \text{ (X県)} \\ 50,999 \text{ (Y市)} \end{cases}$$

4. 均等割額

1,500 (X県)

3,500 (Y市)

5. 県民税及び市民税の額

$$3 + 4 = \begin{cases} 35,400 \text{ (X県)} \\ 54,400 \text{ (Y市)} \end{cases} \quad [\text{百円未満切捨}]$$

【甲の長男の子の税額】

—

未成年者で合計所得金額が125万円以下のため均等割及び所得割非課税

【甲の父の税額】

(1) X県民税 141,300

(2) Y市民税 213,300

1. 総所得金額

(1) 不動産所得 3,456,000 - 694,000 = 2,762,000

(2) 雑所得 $3,497,000 - 1,249,250 = 2,247,750$ 1

$$\begin{aligned} & \text{※} \quad 500,000 + (3,497,000 - 500,000) \\ & \quad \times 25\% = 1,249,250 \end{aligned}$$

(3) (1) + (2) = 5,009,750

(所得割の非課税判定)

$$5,009,750 > 350,000 \times (1 + 1) + 320,000$$

∴ 所得割課税

2. 所得控除額

$$247,750 + \frac{530,000}{1} + \frac{\overset{\text{※}}{380,000}}{1} + 330,000 = 1,487,750$$

$$\text{※ } 572,900 - 193,000 = 379,900 \leq 380,000$$

∴ 甲の母は甲の父の老人控除対象配偶者，かつ同居特別障害者に該当する。

3. 課税総所得金額（千円未満切捨）

$$5,009,750 - 1,487,750 = 3,522,000$$

4. 所得割額

$$(1) 3,522,000 \times \begin{cases} 4\% = 140,880 \text{ (X県)} \\ 6\% = 211,320 \text{ (Y市)} \end{cases}$$

$$(2) 3,522,000 > 2,000,000$$

$$50,000 + 220,000 + 100,000 - (3,522,000 - 2,000,000) < 50,000 \quad \therefore 50,000$$

$$50,000 \times \begin{cases} 2\% = 1,000 \text{ (X県)} \\ 3\% = 1,500 \text{ (Y市)} \end{cases} \quad \boxed{1}$$

$$(3) (1) - (2) = \begin{cases} 139,880 \text{ (X県)} \\ 209,820 \text{ (Y市)} \end{cases}$$

5. 均等割額

$$1,500 \text{ (X県)}$$

$$3,500 \text{ (Y市)}$$

6. 県民税及び市民税の額

$$4 + 5 = \begin{cases} 141,300 \\ 213,300 \end{cases} \quad \text{〔百円未満切捨〕}$$

【甲の母の税額】

—

障害者で $379,900 \leq 1,250,000$

∴ 均等割及び所得割非課税 $\boxed{1}$

※ 障害年金は非課税

▶予想配点◀

解答中に記載してあります。
各項目についての配点は、あくまでも参考にしてください。

▶合格ライン◀

第二問の合格ラインは、38点～40点と予想される。
総合得点で72～76点程度を合格ラインとして、印象をプラスした合否の判定がされるであろう。

●おわりに

暑い最中の税理士試験、ご苦労様でした。
皆様の1年でも早い官報合格を心から祈ります。

\ 夏だ税っ! /

2016 **夏**

就職情報も
手に入る!



税理士 オープンフェス

8/13(土)開催! P1~2

第66回税理士試験 解答解説会

8/20(土)・21(日)・27(土)・28(日)

9/3(土)開催! P3~6

税理士オープンセミナー

こんな仕事もできる!
税理士の魅力を再発見!
実務家セミナー

科目が違えば、攻略法も違う!
税法科目攻略セミナー

リクルートセミナー
プロの分析
2016年夏の就職状況

あなたにピッタリの「ミニ税法」が見つかる!
ミニ税法科目攻略セミナー

誰もが通る必須科目の会計科目攻略法!
効率的学習法もご紹介!
会計科目攻略セミナー

他校生・独学の方、
受験を検討中の方も
お気軽にご参加ください!

参加無料 予約不要

【参加特典】

入会金 **¥10,000** 免除券
プレゼント!

講師に直接相談! 個別学習相談会・電話学習相談

複数日設定! P1~2、P5~7

※「個別学習相談会」は、「税理士試験解答解説会」「税理士オープンセミナー」当日も実施いたします!